

大野地区地域課題解決検討会 設立総会議案書

日時 令和3年12月23日(木)午後6時30分

場所 学びの里「めいりん」1階 講堂

大野地区地域課題解決検討会設立発起人会
(大野地区各種団体連絡協議会)

大野地区地域課題解決検討会設立総会次第

令和3年12月23日（木）午後6時30分
学びの里「めいりん」 1階 講堂

- 1 開会のことば
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶（大野市長 石山志保様、大野市議会大野会長 高田育昌様）
- 4 発起人会における経緯の報告
- 5 議長選出
- 6 議事
議案第1号 設立趣意書（案）について

議案第2号 会則（案）について

議案第3号 役員（案）について

その他
- 7 議長退任
- 8 新役員挨拶
- 9 閉会のことば

「大野地区地域課題解決検討会」設立の背景や経緯

●背景

著しい少子高齢化に伴い人口減少が加速すると、日常生活や地域活動に影響が生じる恐れがある。

近い将来、対策を施さなければ、住み慣れた地域での暮らしの維持が困難になることが懸念される。

●経緯（令和3年）

- 1月・5月 大野地区の区長会理事と各種団体長を対象に市主催の説明会
- 6月から 大野地区区長会での協議・検討（月1回）
- 8月 大野地区各種団体連絡協議会に検討組織の発起人会を設置（月1回協議）
大野地区の区長会各地区会長と各種団体長の12人にアンケート調査
- 9月 アンケート結果の取りまとめ＝検討体制や地域課題の骨子を整理
- 10月 先進事例研修会
- 11月 市・団体長・区長会長による意見交換会
- 12月 大野地区地域課題解決検討会設立総会

●地域課題とその対策の骨子の例

区長会各地区会長と各種団体長へのアンケート結果から見た地域課題やその対策

<地区区長会>

区長会組織の改編（新規約の整備、大野地区分割を視野に入れた区域の見直しなど）

区長や役員の負担軽減（役割分担・報酬等の支給など）

行政区再編の早期推進（小規模の自治がなされる規模への行政区の再編など）

空き家・空き地の対策や交流の推進など

<各種団体>

各団体組織の改編（規約の改正、会議や活動の意義の理解を深める取り組みの推進など）

人材育成や啓発・交流の増加（若者同士・世代間の交流の推進、学校再編の状況の注視など）

●第1回総会までの取り組みの方向性

地域課題を浮き彫りにするため、地域現況調査や地区住民の意識調査に向けて調整を進める。

各種団体の構成員への周知やプロジェクトチームの設置に向けて準備を進める。

地域課題解決に向けた取組内容や地域の将来像、目標を設定するためなどの経費の調整を進める。

議案第 1 号 大野地区地域課題解決検討会設立趣意書（案）

大野地区は、大野市の政治や経済の中心で、73の行政区から成り、地理的条件や歴史的背景から大きく6つの地域に分かれています。地域づくりの取り組みは、大野地区全域だけでなく、6つの地域においてもそれぞれの地域性を反映し進められています。

令和3年2月に策定された第六次大野市総合計画では、10年後のまちの将来像を「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」と定められました。この将来像の実現に向け、市民や各種団体などが主体的にまちづくりに取り組むことが重要といえます。また、人口減少や少子化、高齢化が急速に進み、新型コロナウイルス感染拡大などによる社会情勢の急激な変化により、地域住民を取り巻く環境が大きく変化していることから、新たな地域課題の解決に向けて地域が主体的に取り組むことが望まれています。

よってここに、大野地区における地域課題を把握し、その解決に向けた検討や取り組みを進めるため、大野地区住民の協働による「大野地区地域課題解決検討会」を設立し、住民や各種団体の力を結集し所期の目的を達成しようとするものです。

令和3年12月23日

大野地区地域課題解決検討会設立発起人

大野地区区長会長 大谷誠治

大野地区まちづくり推進協議会長 米村博之

大野地区スポーツ協会会長 松原直樹

大野長生会長 南部新次

大野地区子ども会育成会連絡協議会長 松本育倫

大野地区社会福祉協議会長 清水武正

議案第2号 大野地区地域課題解決検討会会則（案）

（名称等）

第1条 本会は、大野地区地域課題解決検討会といい、事務所を大野公民館に置く。

（目的）

第2条 本会は、大野地区における地域課題を把握し、その解決に向けた検討及び取り組みを進めることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決に向けた取組の調査、研究、計画、実践に関すること。
- (2) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

（構成）

第4条 本会は、大野地区内の行政区の長及び大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の役員で構成する。

（役員）

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 常任理事 若干人
- (4) 幹事 2人
- (5) 監事 2人

2 会長は、大野地区各種団体連絡協議会長をもって充てる。

3 副会長は、大野地区区長会副会長をもって充てる。

4 常任理事は、理事の互選によるものとし、大野地区内の地区区長会の会長及び各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長をもって充てる。

5 幹事は、理事の互選によるものとし、各種団体連絡協議会に加盟する団体の庶務、会計の中から会長が委嘱する。

6 監事は、大野地区区長会監事をもって充てる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職を代行する。

3 常任理事は、予算の編成及び事業の計画並びに所属団体との連絡調整に当たる。

4 幹事は、事務局を担当し、会長の指示に従い、本会の庶務、会計をつかさどる。

5 監事は、本会の会計を監査する。

（役員の出選及び任期）

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員の仕事は、2年又はそれぞれ所属する団体による任期とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第8条 本会に理事を置き、事業の企画運営及び所属団体における本会事業の周知啓発に当たる。

2 理事は、大野地区内の地区区長会の会長及び副会長並びに大野地区各種団体連絡協議会に加盟する団体の会長及び副会長をもって充てる。

3 理事の任期は、それぞれ所属する団体による任期に準ずる。

4 欠員によって就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とし、年1回以上、開催する。

2 総会に次の事項を付議する。

(1) 事業実績及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 役員を選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要事項

(役員会及び理事会)

第11条 役員会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開くことができる。

2 役員会に次の事項を付議する。

(1) 事業及び収支に関する事項

(2) 総会に提案する事項及び総会から委任された事項

(3) その他事業の運営に関する事項

3 理事会は、理事をもって構成し、総会において決定された事項及び事業の推進に必要な事項を審議する。

4 役員会及び理事会の議長は、会長が務める。

(助言)

第12条 会長は、事業達成のために関係する市職員等の助言を求め、会議に出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第13条 会長は、事業達成のためにプロジェクトチームを構築することができる。

2 プロジェクトチームについては、これを別に定める。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、令和3年12月23日から施行する。

議案第3号 大野地区地域課題解決検討会役員（案）

役職名	選出団体・役職名	氏名
会長	大野地区各種団体連絡協議会長 (大野地区区長会長・大野第2地区区長会長)	大谷誠治
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第1地区区長会長)	西本廣行
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第3地区区長会長・大野地区まちづくり推進協議会長)	米村博之
副会長	大野地区区長会副会長 (大野第5地区区長会長)	萩原勢子
常任理事	大野第4地区区長会長	篠島一郎
常任理事	大野第6地区区長会長	山田照幸
常任理事	大野地区スポーツ協会会長	松原直樹
常任理事	大野長生会長	南部新次
常任理事	大野地区子ども会育成会連絡協議会長	松本育倫
常任理事	大野地区社会福祉協議会長	清水武正
幹事	大野地区区長会担当理事（庶務）	伊藤重介
幹事	大野地区区長会担当理事（会計）	佃 省治
監事	大野地区区長会監事	日種聡志
監事	大野地区区長会監事	清水勇治